

## 平成 30 年度事業計画案（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月 31 日）

### はじめに

昨年度は社会福祉法の改正に伴い、当法人も新たな評議員が選任され、通年に渡り組織経営のガバナンス強化に努めてまいりました。一方、社会福祉充実残額（再投下財産）については法の運用詳細の見解が示されない中で福祉充実計画を策定し備えをしておりましたが、計算の結果、最終的には当法人の再投下財産はマイナスとなり、計画を実施する必要がなくなりました。しかしながら、このことは現在所有する土地や蓄積剰余金については、自らの責任において、早期に活用計画を進めなければならないと言う事であります。

今年度は、昨年度から進めている作業所新設計画を具体化する年度であり、設計監理の契約を締結し、入札により工事業者を選定し、秋には建築に着手することを目指し、不退転の覚悟で進めたいと考えております。平成 29 年 12 月には大阪市との事前協議を済ませ、資金計画についても平成 30 年 1 月から独立行政法人福祉医療機構大阪支局との協議を進めているところであります。新たな作業所に関しては就労継続事業 B 型の拡大を主として考えております。

さらに、新しい作業所が竣工すれば、現在の作業所に空きスペースが生じますので、この活用についての検討が必要であり、これについては作業部会を設置し今年度中に考え方をまとめる予定と致します。

今年度は、当法人として事業所の新設など新たな大きな事業に取り組むこととなりますが、これまでの底堅い経営が揺らぐことがないように、慎重かつ余裕のある資金計画の策定の下で、将来的にも無理のない透明度の高い事業運営を図ってまいります。

現在、当法人は障害者福祉サービス事業として「障害者生活介護事業」「障害者就労継続支援事業 B 型」「障害者就労移行支援事業」の 3 事業を多機能事業所として展開しております。さらに関連法人において、身体障害者グループホーム並びに障害者居宅介護事業を行い利用者の包括支援を図っております。

当法人は障害者福祉サービス 3 事業部門全体に渡って、法人で 16 年、前身を合わせると 40 年余りの長きに渡る経験や実績を積み重ねてまいりました。しかしながら、現状に満足することなく、常に進取の気持ちを忘れず、福祉サービスの質の向上に取り組んでまいります。また、職員が安心して働ける雇用環境の醸成に努めてまいります。

本年度は法人の安定性と継続性の確保のために、利用者が極端に少ない「障害者就労移行支援事業」の事業を根本的に見直し、事業休止若しくは廃止も視野に入れて検討を図ります。

平成30年度の法人本部及び福祉サービス事業3部門全体の事業としては次の通り計画をしております。

## まず法人本部としては

### 1. 組織経営のガバナンスの強化およびコンプライアンスの徹底

平成29年より、社会福祉法人のガバナンス強化が、仕組みとして機関設計され、法に位置付けられました。理事、監事、および評議員が自らの役割を果たし、適正な法人運営を行うために、適宜理事会、評議員会を開催しガバナンスの強化に努めます。また、利用者への虐待行為は当然あってはならないものであります。職員の軽率な発言、行動が利用者を傷つけます。そのために職員にコンプライアンス（法令順守）の意識を徹底するとともに、下記にあるように積極的な研修を行い、人格の研鑽を行います。

### 2. 職員の資質向上及びスキルアップのための研修会等の実施

当事業所利用者の皆さんに、今まで以上に満足していただくために、職員の資質向上は欠かせません。平成30年度に計画しております研修は以下のようになっております。

平成30年度研修計画一覧表

| 研修種別  | 実施予定日   | 対象  | 研修テーマ     | 講師等 |
|-------|---------|-----|-----------|-----|
| 技術研修  | 7月下旬    | 全職員 | 長所を知るために  | 未定  |
| 人権研修  | 9月又は10月 | 全職員 | 未定        | 未定  |
| 心理的研修 | 11月頃    | 全職員 | 怒りのコントロール | 未定  |

その他、東淀川圏域における地域の中での事業所の役割など、専門家による研修を考えております。また職員一人ひとりのスキルアップが欠かせないものであるため、実務者研修などの積極的参加を促してまいります。

### 3. 共生型サービスの創設

平成29年度における計画の中で「共生型サービス」について触れておりました。それは平成30年4月より創設の運びとなっておりますが、具体的手続きについては計

画書作成時点で決まっておりません。「共生型サービス」の理念に関しては、65歳を迎えた障がい者は本来、介護保険を優先して利用しなければならず、慣れ親しんだ事業所を離れ、負担金も増加するのですが、共生型サービスの指定を事業所が受けておれば、65歳を迎えても慣れ親しんだ事業所を使うことができ、支援区分によっては負担金が免除されることとなります。事業所にとっては障がい者（児）、高齢者がともに利用できる事業所を設置するため、障がい福祉又は介護保険、どちらかの指定をすでに受けている事業所が、もう一方の制度の指定を受けやすくなります。当法人においては、具体的設置方法が決まり次第、手続きにとりかかり、指定を受けた際は理事会、評議員会において報告いたします。

#### **4. 成年後見制度に基づく法人後見の受任に向けての研究**

平成29年度より、法人が成年後見人を受任できるよう研究を進めて参りました。つい先日にも成年後見制度に関する研修を行ったところではありますが、まだまだ研究が不足しております。今後も研究を進めることとし、社会福祉法人がその社会的責任の一翼を担うために、関係機関との調整、規程整備などを進めて参ります。

#### **5. 作業所の新設**

計画案本文、および口頭にてご説明いたします。

#### **6. 就労移行支援事業など事業部門の見直し**

計画案本文、および口頭にてご説明いたします。

#### **7. 災害時避難訓練、火災予防訓練等の実施**

#### **8. 年間行事スケジュール**

別紙、資料にて記載しております。